

帷子川流域治水協議会（仮称）及び大岡川流域治水協議会（仮称）
合同会議

日 時：令和3年3月26日（金）15:30～
WEB 会議開催

次 第

1. 開 会

2. 挨 拶 神奈川県県土整備局河川下水道部河川課長
 横浜市道路局河川部河川企画課長

3. 議 題

- 1) 帷子川流域治水協議会（仮称）について （資料1）
2) 大岡川流域治水協議会（仮称）について （資料2）
3) 今後の進め方について （資料3）

4. 質 疑 等

帷子川流域治水協議会（仮称） 規約

（名称）

第 1 条 この会議は、「帷子川流域治水協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、帷子川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、いわゆる「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第 3 条 協議会は、別表 1 の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第 1 項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 1 の職にある者以外の者の参加を協議会に求めることができる。

4 協議会は、必要に応じて第 1 項の協議会構成員の一部、協議会構成員の指名する者又は関係機関等からなる幹事会又は部会を設置し、協議会の実施事項の一部を行うことができるものとする。

（協議会の実施事項）

第 4 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

(1) 帷子川水系で行う流域治水の全体像を共有・検討

(2) 氾濫をできるだけ防ぐ対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減・早期復旧・復興のための対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と実施に関する協議

(3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

(4) その他、帷子川水系における治水に関する必要な事項

（事務局）

第 5 条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、神奈川県県土整備局河川下水道部河川課及び横浜市道路局河川部河川企画課とする。

（雑則）

第 6 条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

第 7 条 本規約は、令和 3 年 3 月〇〇日から施行する。

別表 1

自治体名	協議会委員	幹事会幹事	備考
神奈川県	くらし安全防災局防災部 災害対策課長	応急対策グループ グループリーダー	
	県土整備局河川下水道部 河川課長	調査グループ グループリーダー	事務局（県）
		整備グループ グループリーダー	
		防災グループ グループリーダー	
	県土整備局河川下水道部 砂防海岸課長	急傾斜地グループ グループリーダー	
	横浜川崎治水事務所長	河川第一課長	
横浜市	政策局政策部 政策課担当課長	政策課 担当係長	
	総務局危機管理室危機管理部 防災企画課長	防災企画課 担当係長	
	環境創造局政策調整部 政策課みどり政策担当課長	政策課 担当係長	
	環境創造局農政部 農政推進課長	農政推進課 担当係長	
	環境創造局下水道計画調整部 下水道事業マネジメント課長	下水道事業マネジメント課 担当係長	
	建築局企画部 企画課長	企画課 担当係長	
	建築局企画部 都市計画課長	都市計画課 担当係長	
	建築局企画部 建築防災課がけ狭あい担当課長	建築防災課 担当係長	
	建築局建築指導部 建築企画課長	建築企画課 担当係長	
	建築局宅地審査部 宅地審査課宅地企画担当課長	宅地審査課 担当係長	
	都市整備局企画部 企画課長	企画課 担当係長	
	都市整備局都心再生部 都心再生課担当課長	都心再生課 担当係長	
	道路局計画調整部 企画課長	企画課 担当係長	
	道路局道路部 維持課長	維持課 担当係長	
	道路局河川部 河川企画課長	河川企画課 担当係長	事務局（市）
	港湾局政策調整部 政策調整課長	政策調整課 担当係長	

大岡川流域治水協議会（仮称） 規約

（名称）

第 1 条 この会議は、「大岡川流域治水協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、大岡川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、いわゆる「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第 3 条 協議会は、別表 1 の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第 1 項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 1 の職にある者以外の者の参加を協議会に求めることができる。

4 協議会は、必要に応じて第 1 項の協議会構成員の一部、協議会構成員の指名する者又は関係機関等からなる幹事会又は部会を設置し、協議会の実施事項の一部を行うことができるものとする。

（協議会の実施事項）

第 4 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

(1) 大岡川水系で行う流域治水の全体像を共有・検討

(2) 氾濫をできるだけ防ぐ対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減・早期復旧・復興のための対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と実施に関する協議

(3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

(4) その他、大岡川水系における治水に関する必要な事項

（事務局）

第 5 条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、神奈川県県土整備局河川下水道部河川課及び横浜市道路局河川部河川企画課とする。

（雑則）

第 6 条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

第 7 条 本規約は、令和 3 年 3 月〇〇日から施行する。

別表 1

自治体名	協議会委員	幹事会幹事	備考
神奈川県	くらし安全防災局防災部 災害対策課長	応急対策グループ グループリーダー	
	県土整備局河川下水道部 河川課長	調査グループ グループリーダー	事務局（県）
		整備グループ グループリーダー	
		防災グループ グループリーダー	
	県土整備局河川下水道部 砂防海岸課長	急傾斜地グループ グループリーダー	
	横浜川崎治水事務所長	河川第二課長	
横浜市	政策局政策部 政策課担当課長	政策課 担当係長	
	総務局危機管理室危機管理部 防災企画課長	防災企画課 担当係長	
	環境創造局政策調整部 政策課みどり政策担当課長	政策課 担当係長	
	環境創造局農政部 農政推進課長	農政推進課 担当係長	
	環境創造局下水道計画調整部 下水道事業マネジメント課長	下水道事業マネジメント課 担当係長	
	建築局企画部 企画課長	企画課 担当係長	
	建築局企画部 都市計画課長	都市計画課 担当係長	
	建築局企画部 建築防災課がけ狭あい担当課長	建築防災課 担当係長	
	建築局建築指導部 建築企画課長	建築企画課 担当係長	
	建築局宅地審査部 宅地審査課宅地企画担当課長	宅地審査課 担当係長	
	都市整備局企画部 企画課長	企画課 担当係長	
	道路局計画調整部 企画課長	企画課 担当係長	
	道路局道路部 維持課長	維持課 担当係長	
	道路局河川部 河川企画課長	河川企画課 担当係長	事務局（市）
	港湾局政策調整部 政策調整課長	政策調整課 担当係長	

今後の進め方について

○帷子川水系及び大岡川水系では、これまで河川整備計画に基づいて河川整備を進めてきたが、より一層流域全体での治水対策を計画的に推進するため、新たにまちづくり部局や危機管理部局等の流域のあらゆる関係者を加え、流域治水プロジェクトの策定と公表を行う。

【検討スケジュール】

3月26日（本日）

帷子川流域治水協議会①、大岡川流域治水協議会①

- ・協議会の設立（新規参画構成員を追加）

流域治水に係る取組み状況の把握 → アンケート調査を実施 【近日中】

事務局にて流域治水プロジェクト（案）を作成

4～7月（予定）

帷子川流域総合治水対策協議会（②、③）、大岡川流域治水協議会（②、③）

- ・流域治水プロジェクト公表案について協議 → 各構成機関が合意（各自決裁）
- ・流域治水総合整備計画の策定について協議
- ・流域治水プロジェクト公表手続きを共有（記者発表スケジュール、発表主体等）

8月末まで

帷子川流域治水プロジェクト 公表【出水期前を目標】

年度末まで

大岡川流域治水プロジェクト 公表【公表時期は、協議会構成員と調整】